

4 住環境・空き家に関すること

(1) 住環境に関すること

① みどりの街並みづくり助成制度



市街地の緑化を推進し都市環境の向上を図るため、建築物や道路に面した敷地の緑化に係る経費の一部を助成しています。

助成を受けるためには様々な条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 みどり推進課 電話：829-1423 FAX：829-1979

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/010/019/008/006/p069553.html>

② 生け垣助成制度〔さいたま市公園緑地協会〕



公益財団法人 さいたま市公園緑地協会では、居住する住宅の道路に接する部分に新たに生け垣を作ろうとする方へ、その費用の一部を助成しています。

助成を受けるためには様々な条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 公益財団法人 さいたま市公園緑地協会 電話：836-5678 FAX：836-5200

ホームページ <https://www.sgp.or.jp/midori-fuyasou>

③ 自主的景観形成推進団体の認定及び助成制度



個性豊かで魅力あふれる都市景観のためには、市民の皆さん・事業者の皆さん・行政が協力して、様々な景観づくりの取組を行うことが必要です。

一定の地区で優れた景観づくりを自主的に推進することを目的として活動を行う団体を自主的景観形成推進団体に認定し、支援として助成制度を設けています。

問い合わせ先 都市計画課 電話：829-1409 FAX：829-1979

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/010/009/003/p050243.html>

④ 浄化槽設置整備事業補助金（助成金）



浄化槽処理促進区域内において、単独処理浄化槽（し尿のみ処理する浄化槽）及び汲み取り便槽を使用されている方が、一定条件のもと新たに合併処理浄化槽（し尿と生活排水を一緒に処理する浄化槽）を設置する際、補助金を交付します。

ただし、建築確認申請を伴う際の入れ替えの場合には補助対象となりませんのでご注意ください。

問い合わせ先 環境対策課 電話：829-1331 FAX：829-1991

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/009/013/p002373.html>

⑤ 雨水貯留タンク設置補助制度



雨水貯留タンクとは建物の雨どいに接続して、雨水を貯めるタンクです。植物の水やりなどに使えて節水でき、非常時の水の確保にもなります。

さいたま市では市内の建物に雨水貯留タンクを設置した方に対して、上限3万円とし、購入費及び設置工事費の約半額を補助します。

申請用紙は、ホームページ、各区役所情報公開コーナー、環境対策課窓口にあります。



問い合わせ先 環境対策課 電話：829-1331 FAX：829-1991

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/915/008/003/p040103.html>

⑥ 私道排水設備工事補助制度



下水道処理区域内で、私道に排水設備を共同で設置する場合、工事の補助を行っています。

1 補助額 全額

2 対象私道 幅員 1.8 メートル未満の私道で、設置する排水設備の利用家屋が 2 以上、所有者全員の土地使用承諾を得ること。ただし、工事によっては一部補助対象外となる場合があります。

※1.8 メートル以上の私道については、北部・南部建設事務所下水道建設課へご相談ください。

問い合わせ先 西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の方

北部建設事務所 下水道管理課 電話：646-3249 FAX：646-3267

中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の方

南部建設事務所 下水道管理課 電話：840-6249 FAX：840-6269

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/003/005/004/p053308.html>

⑦ 私道舗装等整備費用補助制度



本事業は、市道として認定することが困難な私道に舗装等整備を行う者に費用の一部を助成し、交通安全の確保と生活環境の向上に資することを目的としています。

● **対象となる道路**（次の各号すべてに該当するものとする。）

- 1 建築基準法第 42 条に規定された道路又は第 43 条第 2 項各号に規定された敷地であるもの。
- 2 現況幅員が 1.8メートル以上あるもの（側溝整備を行なう場合は現況幅員 4メートル以上あり、かつ、道路としての位置が確定しているもの。）
- 3 排水施設を整備する場合は、流末排水に支障がないもの。
- 4 公道から公道へ通じており不特定多数の人が利用しうるもの、又は、4 戸以上の家屋が建ち並び不特定多数の人が利用しうるもの。
- 5 私道敷地の所有者及び、私道に隣接する土地の所有者全ての同意を受けているもの。
- 6 私道に接続する道路が舗装されているか、又は申請年度中に舗装が予定されているもの。
- 7 本助成制度等により整備を受けたことのある私道については 20 年を経過しているもの。

問い合わせ先	西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の方は 北部建設事務所 道路安全対策課 電話：646-3205 FAX：646-3265 中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の方は 南部建設事務所 道路安全対策課 電話：840-6205 FAX：840-6266
ホームページ	https://www.city.saitama.lg.jp/001/010/018/007/003/p001988.html

⑧ 生ごみ処理容器等購入費補助金



家庭から出される生ごみを減量するため、生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機を購入した方に、購入費の一部を補助します。

※補助を受けるためには要件があります。詳しくは下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先	廃棄物対策課 電話：829-1335 FAX：829-1991
ホームページ	https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/010/003/p077064.html

⑨ 狭あい道路拡幅整備事業



建築基準法では、幅員が4メートル未満の道路に接する土地に建物を建てる場合には、建物の敷地はその道路の中心から2メートル後退しなければならないとされています。

さいたま市では、安全で住みよい街づくりのために「さいたま市狭あい道路拡幅整備要綱」を制定し、4メートル未満の道路に接する土地に建築する方やその道路に接する土地を所有している方のご理解、ご協力のもと、後退した部分の土地を寄附していただき、元道と同程度の整備をし、維持管理を行うため、後退用地の分筆・測量にかかる費用を補助しています。(限度額 12 万円)

問い合わせ先	西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の方は 北部建設事務所 建築指導課 電話：646-3237 FAX：646-3268
	中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の方は 南部建設事務所 建築指導課 電話：840-6237 FAX：840-6267
ホームページ	https://www.city.saitama.lg.jp/001/010/001/p001922.html

⑩ 中高層建築物の建築に係る紛争相談



中高層建築物を建築しようとする事業者は、建築確認申請前又はさいたま市開発行為の手続に関する条例第8条第1項に規定する申請前に、建築計画のお知らせ標識の設置と、近隣住民に対して事前説明を行うことが、条例により義務づけられています。

中高層建築物の建築では、日照が阻害されたり、工事中の騒音・振動などによって周辺の住環境に影響を与えたりすることがあります。

事業者と住民が十分な話し合いを行うことが大切ですが、自主的な解決が困難となったときは、市長にあっせんや調停を申し出ることができます。

問い合わせ先	標識の設置と 事前説明について	西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の方は 北部建設事務所 建築指導課 電話：646-3235 FAX：646-3268 中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の方は 南部建設事務所 建築指導課 電話：840-6236 FAX：840-6267
	紛争のあっせんや 調停について	建築総務課 電話：829-1538 FAX：829-1982
	ホームページ	https://www.city.saitama.lg.jp/001/010/016/002/p009258.html

⑪ 地区計画制度



良好な市街地を形成・保全するためには、用途地域や建築基準法で定められているルールだけでは対応できない場合があります。地区計画は、地区を単位としたまちづくりの将来像を定め、その地域の特性に応じた良好な市街地を形成するため、きめ細かなまちづくりのルールを設けることができる制度で、都市計画として定められます。具体的には、建築を行う建築物の用途、形態、敷地などを地区計画に沿って規制・誘導する制度です。

問い合わせ先 都市計画課 電話：829-1403 FAX：829-1979

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/010/014/004/p086820.html>

⑫ 建築協定制度



建築基準法は、建築物の構造や用途に関して、最低限の基準を定めたものです。しかし、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを実現するためには、必ずしも十分なルールとは言えません。建築協定は、個々の地域の特色を活かしたまちづくりを実現するため、建築物の形態や用途などに関する基準を土地所有者などが申し合わせて、全員の合意により協定を結び、運営していく制度です。

(建築基準法 第4章 建築協定第69条から77条に基づく制度)

問い合わせ先 建築行政課 電話：829-1533 FAX：829-1982

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/010/p005869.html>

ワンルーム形式集合住宅における建築に伴う紛争を未然に防止するとともに、良好な居住環境の確保を図るため、階数が2以上のワンルーム形式集合住宅で住戸等の数が15戸以上のものに対し、建築計画や管理等に関する指導基準を定めています。

問い合わせ先 建築総務課

電話：829-1538 FAX：829-1982



⑬ 防犯の家認証事業【埼玉県住まいづくり協議会】



住まいづくり協議会では、住宅侵入犯罪に遭いにくいまちづくりへの貢献及び地域住民の防犯意識の高揚・コミュニケーションの向上を目的として、防犯の家認証事業を推進しています。

これは、一定の防犯性能を持つ住戸で、当該事業の申請に係る必須条件をクリアし、かつ住まいの防犯アドバイザーが診断をしてアドバイスをを行った住戸に対し、「防犯の家」のステッカーを交付するものです。

また、「防犯の家」のステッカーの交付を受けた住戸の中から、特に優良な住戸を選定し、「優良防犯の家」のステッカーを交付します。

1 防犯の家 認証基準

次の2点の項目を両方満たすこと

- 住まいの防犯アドバイザーからの診断を受け、アドバイスを受けたこと
- 次の(1)～(3)の必須項目をクリアしていること
 - (1) 玄関 不正開錠が困難な2つの錠の設置
 - (2) 勝手口 不正開錠が困難な2つの錠の設置
 - (3) 窓 補助錠・面格子・雨戸等の設置、又は、防犯ガラス・フィルム等の施工

2 費用

標準診断料 13,000 円 (出張旅費相当を除く)

ステッカー費用 1,000 円

※診断する住宅規模等により、診断料が変わることがあります。

3 有効期間

3年間

※更新には改めての診断が必要です。



問い合わせ先 埼玉県住まいづくり協議会 電話：830-0033 FAX：830-0034

ホームページ https://www.sahn.jp/?page_id=32

⑭ 住宅用火災警報器の設置・維持管理



【設置】

消防法及び火災予防条例により、戸建住宅や共同住宅などすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅火災から大切な命を守るため、住宅用火災警報器を必ず設置しましょう。



【交換時期】

機器が古くなると電子部品の老朽化等により、正確に作動しないことがありますので、10年を目安に交換しましょう。

設置したときに住宅用火災警報器本体側面に記入した「設置年月」または裏面の「製造年月」を目安にしてください。



【メンテナンス】

万が一のときに正常に機能するよう、住宅用火災警報器のボタン等を押して定期的に点検しましょう（概ね1か月に1回）。また、ほこり等が付くと正常に作動しない場合がありますので、半年に1回は掃除機等で取り除くようにしましょう。

問い合わせ先 消防局予防部予防課 又は 各区消防署管理指導課

予 防 課 電話：833-7509

西 消 防 署 電話：625-2861

桜 消 防 署 電話：836-0138

北 消 防 署 電話：654-3685

浦和消防署 電話：833-7284

大宮消防署 電話：648-6552

南 消 防 署 電話：861-0120

見沼消防署 電話：681-0121

緑 消 防 署 電話：875-1832

中央消防署 電話：857-8493

岩槻消防署 電話：749-0121

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/011/014/004/002/p008060.html>

⑮ 自治会への加入



一定の地域にお住まいの住民により結成される自治会は、地域の課題解決に向け、防犯パトロールや防災訓練、ごみ収集所の管理などに取り組んでいます。その他、運動会や夏祭りなど、住民同士の交流を深めるための活動を行っています。

地域で支えあい、安心して暮らせるまちづくりのために、自治会活動に参加してみませんか。

※自治会への加入は、お住まいの地域の自治会役員にお申し出ください。

※ご自分が加入する自治会名がわからないなど、自治会に関するお問合せは、お住まいの区のコミュニティ課へ。

問い合わせ先

(1) 自治会への加入について

各区役所 コミュニティ課（下記参照）

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/013/007/p022131.html>

(2) 自治会の活動について

さいたま市自治会連合会事務局（コミュニティ推進課内）

電話：829-1068 FAX：829-1969

ホームページ <https://saitama-jichiren.jp/>



各区役所 コミュニティ課

西 区	電話：620-2621	FAX：620-2671	桜 区	電話：856-6131	FAX：856-6273
北 区	電話：669-6021	FAX：669-6161	浦和区	電話：829-6040	FAX：829-6232
大宮区	電話：646-3021	FAX：646-3161	南 区	電話：844-7131	FAX：844-7271
見沼区	電話：681-6021	FAX：681-6161	緑 区	電話：712-1131	FAX：712-1272
中央区	電話：840-6021	FAX：840-6161	岩槻区	電話：790-0123	FAX：790-0261

(2) 空き家に関すること

① 空き家の適正管理に関する相談



空き家等の適正な管理は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例」により、所有者や管理者の責務となっています。

空き家等の状態によっては、建物の倒壊や建築材の飛散などの不安を与えたり、雑草・樹木の繁茂などにより、近隣の良好な生活環境を阻害する要因となります。

空き家等を所有又は管理する方は、敷地内の雑草を除去するなど、定期的な管理を行うとともに、家屋などを空き家にする場合には、近隣の方に連絡先を伝えておくなど、適正な管理にご協力ください。

問い合わせ内容	問い合わせ先	電 話	F A X
空き家等全般について	環境総務課	829-1325	829-1991
近隣の空き家等に関する相談窓口 各区役所 くらし応援室	西 区	620-2626	620-2762
	北 区	669-6026	669-6162
	大宮区	646-3027	646-3162
	見沼区	681-6026	681-6162
	中央区	840-6028	840-6162
	桜 区	856-6136	856-6273
	浦和区	829-6052	829-6231
	南 区	844-7137	844-7270
	緑 区	712-1138	712-1272
	岩槻区	790-0128	790-0262
ホームページ https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/013/p020381.html			

② マイホーム借上げ制度〔移住・住みかえ支援機構〕



一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（JTI）の「マイホーム借上げ制度」は、住宅の所有者が老人福祉施設に入所したり、住みかえをするなどして空き家になっている、もしくは空き家になる予定の住宅を借上げ、ファミリー世帯など広い家を必要とする方に賃貸住宅として転貸する制度です。当制度では、50 歳以上の方のマイホームを借上げて転貸し（県内の物件は特例で 50 歳未満も利用可能）、空室時にも安定した賃料収入を保証します。これにより、自宅を売却することなく、住みかえや老後の資金として活用することができます。

利用できる条件等がありますので、以下の問い合わせ先にご確認ください。

問い合わせ先 一般社団法人 移住・住みかえ支援機構

電話：03-5211-0757 受付時間：9:00～17:00（土日・祝祭日を除く）

ホームページ <https://www.jti.or.jp/>

③ さいたま市シルバー人材センターの空き家管理業務



さいたま市と公益社団法人 さいたま市シルバー人材センターは、空き家等の適正管理を促進するため、「空き家等の適正管理の促進に関する協定」を締結しています。

この協定は、本市とシルバー人材センターが相互に連携・協力し、所有者等による空き家等の適正な管理を促進することにより、空き家等が管理不全な状態になることを防止し、良好な生活環境の確保及び安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的としています。

シルバー人材センターは、市内に空き家等を所有している方などに代わり、空き家等の管理に関する次の業務を行います(有料)。

1 シルバー人材センターが行う業務内容

- ・ 空き家の除草、つた等の撤去(ただし、高さ 4 メートル以内)
- ・ 植木の伐採(ただし、高さ 4 メートル以内)
- ・ 空き家の見回り(窓の開閉等)
- ・ 小修繕(網戸、襖、その他の簡単な修繕等)
- ・ 大工仕事(簡単な板塀修理等) など

2 お見積り、お申込み

各事務所へ直接ご連絡ください。

問い合わせ先	電 話	F A X
大宮事務所（西区、北区、大宮区、見沼区）	667-1150	667-0666
浦和事務所（桜区、浦和区、南区、緑区）	884-5111	811-3206
与野事務所（中央区）	852-8923	852-8874
岩槻事務所（岩槻区）	756-7790	756-2120

問い合わせ先 環境総務課 電話：829-1325 FAX：829-1991

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/013/p020381.html>

④ 金融機関が実施する「空き家関連ローン」



所有者による空き家の活用・解体を促進することにより、空き家が管理不全な状態になることを防止し、公共の福祉と地域の振興に寄与することを目的に、さいたま市と4金融機関は、次のとおり連携・協力した取組を行っています。

1 連携金融機関

埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、城北信用金庫

2 取組内容

市が空き家所有者に対し、必要に応じて各金融機関が取り扱う「空き家関連ローン」の情報を提供することで、所有者による自主的な空き家の活用・解体を促進します。「空き家関連ローン」の詳細については各金融機関にお問い合わせ下さい。

3 融資資金の用途

- (1) 空き家の解体
- (2) 空き家解体後の駐車場等の造成や土地の有効活用に係る各種設備
- (3) 空き家の改築・改装
- (4) 空き家の防災・防犯上の設備対策

※各金融機関によって、融資内容、融資対象等が異なり、申込にあたっては審査があります。

問い合わせ先 環境総務課 電話：829-1325 FAX：829-1991

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/013/p020381.html>

⑤ 空き家の持ち主応援隊（埼玉県空き家管理サービス事業者登録制度）



空き家の管理、売却、賃貸、解体などを相談、委託できるお近くの不動産事業者を、不動産団体のサイトで検索できます。登録されている業者は、不動産団体が実施する講習を受講するなど一定の要件を満たしています。不動産団体のサイトには、業者ごとに空き家の管理サービスの内容、料金の目安等が掲載されています。

<各団体による登録制度のサイトについて>

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 (<https://www.takuken.or.jp/akiya/>)



公益社団法人 全日本不動産協会埼玉県本部 (<https://saitama.zennichi.or.jp/akiya/>)



問い合わせ先 埼玉県 建築安全課 電話：830-5524 FAX：830-4887

ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/akiyakanrisyatouroku.html>

⑥ さいたま市空き家ワンストップ相談窓口



公益法人や NPO 法人と協働し、空き家の所有者等が抱えるさまざまな相談に対しワンストップで適切な助言・提案を行う相談窓口を市内に設置しています。

「実家の空き家を相続したけどどうしよう」、「空き家を誰かに売りたい、貸したい」、「空き家を定期的に管理して欲しい」など空き家の「相続」、「売却・賃貸（利活用）」、「管理」などでお悩みの方は、ぜひ、ご利用ください。相談にあたっては、各相談窓口の相談員が対応し、弁護士・税理士などの専門家、不動産業者・解体業者などの協力事業者と連携・協力し、具体的な助言・提案を行います。

相談窓口実施事業者		電 話	F A X	管轄区
NPO 法人空家・空地管理センター		0120-336-366	03-6300-9921	全区
NPO 法人空き家対策協会		795-0536	794-0160	全区
(公社) 埼玉県 宅地建物取引業協会	さいたま 浦和支部	834-6711	834-6713	中央区、桜区、 浦和区、南区、 緑区
	大宮支部	643-5051	641-8784	西区、北区、 大宮区、見沼区
	埼玉支部 岩槻地区	757-7588	757-7599	岩槻区
(公社) 全日本不動産協会埼玉県本部		866-5225	866-5181	全区
(公財) 日本賃貸住宅管理協会 埼玉県支部		615-3838	652-8591	全区

問い合わせ先 環境総務課 電話：829-1325 FAX：829-1991

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/013/p066529.html>

⑦ 「さいたま市版 すまいの終活ナビ」



空き家対策の推進を図るため株式会社クラッソーネと協定を締結し、空き家の除却の促進や「家」について考えるきっかけづくりとして、株式会社クラッソーネが運用している解体概算費用や土地売却査定価格相場を WEB 上で提示する「さいたま市版 すまいの終活ナビ」を紹介しています。

問い合わせ先 環境総務課 電話：829-1325 FAX：829-1991

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/001/p112598.html>